

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		三の倉市民里の目的外使用の許可		
根拠法令及び条項		地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例(平成元年条例 3 号)第 9 条第 1 項		
	基 準	条例第 9 条第 1 項の規定により、次の施設に限り、目的外に使用することができる。 ○宿泊室 A、宿泊室 B、宿泊室 C、宿泊室 D、ミーティングルーム、ログハウス A、ログハウス B、ログハウス C 次に該当する場合は、使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等をき損又は滅失するおそれがあるとき。 (3) その他市民の里の管理上支障があるとき。		
	設定年月日	平成元年 3 月 30 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7～10 日程度 (注：休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 7～10 日		
	設定年月日	平成元年 3 月 30 日	最終変更年月日	
備 考				